三　当該特定秘密の指定の有効期間が延長された場合において、前号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知すること。

四　当該特定秘密の指定が解除された場合に講ずる次に掲げる措置

イ　当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、第十一条第二項に規定する指定解除表示（第十五条第一項第四号イ及び第十七条第四号イにおいて単に「指定解除表示」という。）をすること。

ロ　第二号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知すること。

2　前項の規定は、法第七条第二項において準用する法第五条第三項の政令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「について講ずる法第三条第二項各号のいずれか」とあるのは「に係る特定秘密文書等であって当該都道府県警察において作成したものについて講ずる法第三条第二項第一号に掲げる措置又は当該情報について講ずる同項第二号」と、同項第二号ロ(1)中「第五条第三項後段」とあるのは「第七条第二項において準用する法第五条第三項後段」と読み替えるものとする。

（適合事業者に関する基準）

第十四条　法第五条第四項の政令で定める基準は、第十二条第一項第一号、第三号及び第五号から第十二号までに掲げる措置並びに次に掲げる措置の実施に関する規程を定めており、かつ、当該規程に従ってこれらの措置を講ずることにより、特定秘密を適切に保護することができると認められることとする。

一　代表者、代理人、使用人その他の従業者（次号及び次条第一項第五号において単に「従業者」という。）に対する特定秘密の保護に関する教育

二　法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密の取扱いの業務を行わせる従業者の範囲の決定

（適合事業者による特定秘密の保護措置）

第十五条　法第五条第五項の政令で定める事項は、当該適合事業者による次に掲げる措置並びに当該特定秘密に関する第十二条第一項第一号、第三号及び第五号から第十二号まで並びに前条各号に掲げる措置の実施に関する事項とする。

一　当該特定秘密である情報について講ずる法第三条第二項各号のいずれかに掲げる措置

二　当該特定秘密の指定の有効期間が満了した場合に講ずる次に掲げる措置

イ　当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定有効期間満了表示をすること。

ロ　次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

(1)　法第五条第六項の規定により当該適合事業者から前号に掲げる措置（法第三条第二項第二号に掲げる措置に限る。）を受けた者

(2)　法第十条第三項の規定により当該適合事業者から当該特定秘密の提供を受けた者

三　当該特定秘密の指定の有効期間が延長された場合において、前号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知すること。

四　当該特定秘密の指定が解除された場合に講ずる次に掲げる措置

イ　当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。

ロ　第二号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知すること。

五　当該特定秘密の取扱いの業務を行う従業者について、法第十二条第一項第三号に規定する事情があると認められた場合における当該特定秘密の指定をした行政機関の長に対する報告その他の措置

2　前項の規定は、法第八条第二項において準用する法第五条第五項の政令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「について講ずる法第三条第二項各号のいずれか」とあるのは「に係る特定秘密文書等であって当該適合事業者において作成したものについて講ずる法第三条第二項第一号に掲げる措置又は当該情報について講ずる同項第二号」と、同項第二号ロ(1)中「第五条第六項」とあるのは「第八条第二項において準用する法第五条第六項」と、同項第五号中「指定」とあるのは「提供」と読み替えるものとする。

第三章　特定秘密の提供

（提供の際の通知）

第十六条　法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十条又は第十八条第四項後段の規定により特定秘密の提供をする者は、当該提供を受ける者に対し、当該特定秘密の指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知するものとする。

（他の行政機関による特定秘密の保護措置）

第十七条　法第六条第二項の政令で定める事項は、当該他の行政機関の長による次に掲げる措置及び当該特定秘密に関する第十二条第一項各号に掲げる措置の実施に関する事項とする。

一　当該特定秘密である情報に係る特定秘密文書等であって当該他の行政機関において作成したものについて講ずる法第三条第二項第一号に掲げる措置又は当該情報について講ずる同項第二号に掲げる措置

二　当該特定秘密の指定の有効期間が満了した場合に講ずる次に掲げる措置

イ　当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定有効期間満了表示をすること。

ロ　次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

(1)　法第六条第三項の規定により当該他の行政機関の長から前号に掲げる措置（法第三条第二項第二号に掲げる措置に限る。）を受けた者

(2)　法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十条第一項又は第十八条第四項後段の規定により当該他の行政機関の長から当該特定秘密の提供を受けた者

三　当該特定秘密の指定の有効期間が延長された場合において、前号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知すること。

四　当該特定秘密の指定が解除された場合に講ずる次に掲げる措置

イ　当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。

ロ　第二号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知すること。

（その他公益上の必要による特定秘密の保護措置）

第十八条　法第十条第一項第一号の政令で定める措置は、同条（同号（イに係る部分を除く。）に係る部分に限る。）の規定により特定秘密の提供を受ける者による次に掲げる措置とする。

一　当該特定秘密を利用し、又は知る者に、その利用し、又は知る情報が特定秘密であることを認識させるために必要な表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）又は通知であって、当該提供の目的である業務の遂行に支障のない範囲内でするものの方法を定めること。

二　当該特定秘密の保護に関する業務を管理する者を指名すること。

三　当該特定秘密を利用し、又は知る者に対し、特定秘密の保護の重要性を理解させること。

四　当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること。

五　当該提供の目的である業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすること。

六　当該特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用を制限すること。

七　前号に掲げるもののほか、当該特定秘密である情報に係る特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法を制限すること。

八　当該特定秘密の伝達の方法を制限すること。

九　当該特定秘密の利用の状況の検査の方法を定めること。

十　当該特定秘密である情報に係る特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における当該提供をした者に対する報告の方法を定めること。